

翼

Vol. 14

T S U B A S A

税のお話



平成30年10月21日開催のなごやかまつり・ひがしで子供たちに「将来の夢」を書いてもらいました。
当支部のホームページでも見ることができます。

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30 名古屋リザンビル内三菱UFJ銀行東支店3階

TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329

<http://www.tax-higashi.jp/>

名古屋税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民、及び東区でお仕事をなさっている皆さん、こんにちは。2017年度から名古屋税理士会名古屋東支部の支部長を務めております岩田竜平です。

1957年に創立した当支部の会員数は増加の一途を辿り、62年目となる今年は、個人税理士正会員 275名、税理士法人会員 27社(ともに2019年1月1日現在)を抱え、個人正会員数において名古屋税理士会 17支部中 7番目の規模の支部となっています。

私たち会員は、税務相談や、法人・個人の申告をはじめとする税務代理等の税理士業務を行っており、また支部内には、名古屋東税務相談所を設置し、中小企業者に対する税務相談・税務指導を行っています。さらに、相続税務相談室においては、無料で相続税に関する一般的な相談にも応じています。

また私たちは、名古屋東税務連絡協議会の構成員として、無料税務相談等を通して税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに名古屋東租税教育推進協議会の一員として、東区内の小中学校生、

高校生、専門学校生及び社会人を対象として租税教室を開催し、租税に関する知識や理解を育むための租税教育を行っています。

毎年開催される「なごやかまつり・ひがし」では

ブースを出展して、地域の皆様との楽しいひとときを過ごさせて頂いています。

今回お届けする広報誌『翼』は、これら支部の活動状況を掲載していますので、是非ともご一読下されれば幸いです。

税理士は、気軽に相談できる暮らしのパートナーとして、税に関する専門知識をフルに活用して皆さんのお役に立てるよう活動しています。

どうぞ、お気軽にご相談下さるようお願いいたします。



名古屋税理士会名古屋東支部
支部長 岩田 竜平



2月23日は 税理士記念日です。

2月23日は「税理士記念日」ですが、これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。

日本税理士会連合会では、昭和41年に一部の税理士会が実施した「税理士総奉仕の日」を、昭和42年の税理士制度施行25周年を機に全国的な行事として、11月1日を「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。

「税理士記念日」は、税理士の社会的活動であるこの「税理士総奉仕の日」を基盤に、記念日的性格を付与して昭和44年に税務代理士法制定日に移して制定されたものです。この記念日の意義は、税理士の社会的使命と税理士の職能の重要性の自覚を再確認するとともに、国民・納税者に対して、申告納税制度の普及と税理士制度の社会的意義を周知することにあります。



名古屋税理士会 名古屋東支部 事務局

名古屋市東区徳川一丁目15番30号
三菱UFJ銀行東支店3階

※市バス東区平田町下車が便利です。

☎ 052-935-5439

月～金 10:00～16:00

名古屋東税務相談所のご案内

帳簿のつけ方がわからない！
所得税・消費税の確定申告はどうしたらいいの？

名古屋東税務相談所は、個人事業主の皆様の帳簿のつけ方から年末調整、所得税・消費税の申告に至るまで、一貫した指導を行なうための会員制の記帳・税務指導機関です。

税理士が帳簿のつけ方を指導するだけでなく、税金や経営に関するご相談に懇切丁寧に対応し、アドバイスします。ぜひお気軽にご利用下さい。

指導対象者

- (1) 税理士または税理士法人関与のない方
- (2) 事業所得者、不動産所得者及び雑所得者(年金受給者を除く)
- (3) 前年分所得金額(専従者控除又は青色特典控除前)300万円以下の方
- (4) 上記の方が消費税の課税事業者の場合、基準期間の課税売上高3,000万円以下の方

(注) 上記の方でも譲渡所得(少額の総合譲渡所得を除く)がある方は、譲渡所得に関する相談については対象外です。

指導内容と料金

- (1) 帳簿の作成指導、決算書及び申告書の作成指導
年額 30,000円(税込)
- (2) 消費税等の相談及び申告書の作成指導
年額 15,000円(税込)
- (3) その他(記帳代行、決算・申告書等の作成他)
別途料金

相続税務相談室のご案内

うちの相続は税金がかかるのかな？
相続税について教えて！

相続税務相談室では、相続税や贈与税の計算の仕組み、財産評価の仕方など一般的なご質問に無料で相談をお引受けします。

ただし、

- (1) 現在、税理士が関与されていない方を対象とし、
- (2) 個別具体的な相談や業務のご依頼については、「有料」で相談員と個別に業務の契約をして頂きます。

個別具体的な相談や業務とは、たとえば、相続税の対象となる財産評価や税金の計算、申告書の作成、税金を計算する上での特例適用の有利不利の判定、生前の相続税対策などです。

なお、相続人間での相続財産の分割トラブルのご相談には応じられませんので、ご了承下さい。

以上をご理解頂いた上で、相続税のご相談や業務のご依頼を希望される方は、どうぞ名古屋税理士会 名古屋東支部までご連絡下さい。

税金のこと、知ってもらいに私たちが行きます!

租税教室

小学校

中学校

高等学校

専門学校

企業

小学校

明倫小学校	平成30年7月11日
筒井小学校	平成30年12月4日
葵小学校	平成31年1月15日
旭丘小学校	平成31年1月17日
矢田小学校	平成31年1月22日
東桜小学校	平成31年1月22日
砂田橋小学校	平成31年1月29日
富士見台小学校	平成31年1月31日
山吹小学校	平成31年2月1日

中学校

桜丘中学校	平成30年7月3日
富士中学校	平成30年7月4日
名古屋中学校	平成30年12月18日,19日
矢田中学校	平成31年2月13日

高等学校

明和高校	平成30年7月10日,12日,13日
名古屋高校	平成30年8月20日,24日
第一学院高校	平成31年1月17日,2月15日
愛知商業高校	平成31年2月13日

専門学校

ミス・パリエステティック専門学校	平成30年12月4日
------------------	------------

企業

住友生命保険名古屋すみれい営業部	平成30年6月7日
------------------	-----------



日本税理士会連合会では、税理士法に基づき、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(租税教育等)に関し必要な施策を行うこと」を事業の一つとして会則に定め、租税教育事業に取り組んでいます。名古屋税理士会では社会貢献活動の一環として、また税理士を皆様にご紹介いただく機会の一つとして「租税教室」を開催しています。

名古屋税理士会名古屋東支部では主に東区等の小学校、中学校、高等学校等へ税理士を派遣し税金に関する授業を行っています。内容は、税金の仕組み、税金の種類、税金の必要性および日本の財政にまで及びます。難しそうな内容ですが、小学生から社会人までそれぞれに分かりやすく説明しています。「租税教室」を機に税金と税理士を身近に感じていただきたいと思います。



ひがし区民まつり 平成30年10月21日(日) 建中寺公園

記:川村 美香 会員



平成30年10月21日、冴え渡る秋空の下、建中寺境内・公園一帯で、平成最後の東区区民まつり(なごやかまつり・ひがし)が開催されました。

名古屋税理士会名古屋東支部では、「地域広報を行い、税務知識の普及に努める」という支部の運営方針に基づき、税理士という存在をもっと身近に感じていただきたいという想いをもって、平成18年より区民まつりに参加しています。

「税理士とふれあおう!」をテーマに、ブースではすごろくゲームを行い、長蛇の列ができる盛況の中、180名近い皆様にご参加いただくことができました。すごろくゲームでは、税理士とのじゃんけんや様々な税金クイズを行い、ゲームを楽しみながら、同

時に税金を身近なものと感じられるような内容にしています。ゲームを通して、税金についての理解と関心をもつていただく機会になれば幸いです。

また、列に並んでいただいた子供たちに将来の夢を書いていただく「翼ボード」も多くの子供たちにご参加いただき、たくさんの方の夢が詰まった大きな翼ボードを表紙のように完成させることができました。

さらに、恒例の当名古屋東支部のウクレレ隊衣浦一番が建中寺前ステージにて演奏を披露し、あたたかい歓声と拍手をいただきました。

今秋も引き続き区民まつりへの参加を予定しております。我々のブースを楽しんでいただきながら、皆様が税理士の存在を身近に感じ、税の重要性について正しく知っていただけるよう今後も取り組む所存です。



無料税務相談会

平成30年11月21日(水)・22日(木)
カルポート東・市民ギャラリー矢田

記:早川 智央 会員

11月21日(水)、22日(木)に「税を考える週間」の行事として「税理士による無料税務相談会」をナゴヤドームに近いカルポート東の市民ギャラリー矢田で開催しました。

会場には名古屋市東区内の小中学生の税金に関する習字、作文等が飾られました。どの作品も見事な出来で感心させられるものばかりです。これは、今の小中学生は、税理士会が積極的に取り組んでいる租税教室の活動などで税金に関する知識があり、税金を身近に感じてくれている成果ではないでしょうか。無料税務相談会では、2日間で27名の方が来所されました。

相談内容は、2019年10月改正予定の消費税率10%への引き上げと軽減税率に関する質問が多いと

予想していましたが、これは意外にも1件もなく、相続税や譲渡所得税等多岐にわたるもので、特に相談者ご自身の相続(俗にいう終活)に関する質問が多数ありました。相談に応じる会員が相談者の立場に立つて適切にアドバイスすることが出来たと思います。

無料相談を通じて、税理士が納税者にとって身近な存在になり、信頼され、世間のお役に立つことが出来れば幸いです。



色々な出会い

税理士を目指そう

二ノ宮 功大 会員

Koudai Ninomiya



私が税理士を目指したのは、家族が税理士をしていたからです。

そんな単純な動機のため、具体的に税理士がどういう職業なのかをあまり深く知らずにこの業界に入りました。

この業界に入って知った税理士という職業の一番の魅力は、色々な方と出会うことができるということです。税理士はさまざまな企業の税務を担当し、定期的にお客様のところへ訪問します。相談内容は税務関係のことはもちろん、人生相談に近い内容や趣味の話まで多岐にわたります。さまざまな業種の経営者と本音で話ができて、悩みを共有することで新たな考え等を体験することができます。税務という仕事を通じて、たくさんの経営者の人生

や職業を実体験できるのです。そして、その経験が次の相談にも活かせる。そういうところにこの職業の魅力があるのではないのでしょうか。

近年では、税理士業務がAIに取って代わられるということを新聞やテレビ等で見聞きすることもあると思います。実際に、記帳代行などの単純作業についてはAIに取って代わられる日もそう遠くはないかもしれません。しかし、経営者と本音で話をし、悩みを共有し、意思を汲み取ることはAIには簡単に真似できるものではありません。

今後も、人間らしく、経営者に寄り添い、信頼を得られる税理士になれるよう努力していきたいと思っています。

税理士を目指そう

各務 豊 会員

Yutaka Kakamu



私が税理士を志した理由は、一つのことを究める専門家のような仕事、手に職を持つことにあこがれを持っていたことが大きかったと思います。身近に税理士の父親がいたこともあり、大学在学中には自然と税理士を目指していました。

税理士というあまり身近な職業ではないからかどんな仕事をしているのか知らない方が多いと思います。何か資格を取ろうと思ったときに税理士が候補に挙がることは少ないのではないのでしょうか。もしかしたら私自身も父親が税理士でなければ違う資格を目指してい

たかかもしれません。その認知度の低さからか税理士を目指す人が少なくなっているのが現状です。

税理士の仕事は、専門家であるがゆえに経営者の方々から寄せられる期待や責任が大きき難しい仕事です。税金の専門家として税の知識はもちろん、企業経営に関する知識や経験など一朝一夕では身につかない能力も必要となるため、経営者等からの信頼に応えるためには相応の時間や労力が必要だと思います。しかしそれは裏を返せば非常にやりがいのある仕事だと言えるでしょう。この仕事を通して幅広い知識を身に付け、日々勉強し、経験を重ね、多くの方々から信頼される税理士を目指して頑張っていきたいと思っています。

あこがれ



税理士による税金講座

～消費税の軽減税率～

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%) の対象品目

軽減税率(8%)の対象品目は、飲食物品及び新聞(政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの)です。



主な用語の意義・留意点

飲食物品

飲食物品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。よって、例えば工業用の塩は、軽減税率の対象となる食品に含まれません。

外食

飲食店営業等の事業を営む者が、飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

ケータリング等

相手方の注文に応じて、指定された場所で調理・給仕等を行うものをいいます。

テイクアウト・宅配等

飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、テイクアウト・宅配等は軽減税率の対象となります。

一体資産

おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産をいいます。税抜価格が1万円以下であって、食品の占める割合が2/3以上の場合には、全体が軽減税率の対象となります。

税理士の仕事ってご存知ですか？

税理士は「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

■ 税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、その他について代理し、税務調査に立会います。

■ e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

■ 税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

■ 税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

税理士といっしょに 考えようコーナー

それって？

標準税率
10%

軽減税率
8%



以下のケースは標準税率10%？ それとも軽減税率8%？

ケース1

みりん、料理酒、
調味料等の販売は、
標準税率10%？それ
とも軽減税率8%？

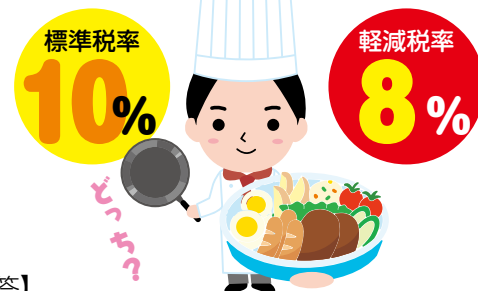


【答】

酒税法に規定する酒類は軽減税率の対象外なので、みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば軽減税率対象外ですが、酒税法の規定にないみりん風調味料（アルコール分が1度未満のもの）は「飲食品」に該当しますので、軽減税率の対象となります。

ケース2

外食で、注文した料理の残りを折り詰めにしてくれるサービスを行っているお店の場合、この持ち帰り分については、標準税率10%？それとも軽減税率8%？



【答】

外食となる「食事の提供」に該当するか、又は「持ち帰り」となるかは、その飲食品の提供を行った時点により判定します。よって、いったんその場で飲食用として提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当するので、その後持ち帰るとしても、軽減税率の対象とはなりません。

みなさん、どうですか？軽減税率についての理解は深まりましたか？

これを機会に、みなさんが日頃から関わっている税金について、興味を持ち、また理解を深めていただく一助になれば幸いです。

なお、上記の内容は、平成31年1月1日時点の税制改正等の状況を前提に記載しております。



■会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

■会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

■補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

■社会貢献

税を考える週間や所得税確定申告の時期に、無料で税務相談を行っています。また、地方公共団体の外部監査制度や裁判所の民事・家事の調停制度、成年後見制度などに積極的に参画し、さらに、租税教育への取り組みなど、税理士の知識を活かして地域社会に貢献しています。